

モニタリング報告書

～協議会を活用して地域の何が変わったか？～

平成30年11月8日作成

ワーキング名

移動入浴ワーキング

ワーキングの実施期間・回数 ※複数年度に渡る場合は、年度ごとに記載する。

- 平成27年度 3回→9月、11月、1月
- 平成29年度 5回→5月、7月、8月、9月、1月
- 平成30年度 5回→7月、8月、9月、10月、1月(予定)
- 全実施回数13回 ※予定を含む

1 地域課題 ※事例から生じた地域課題の場合は、事例の概要等についても記載する。

【地域課題】

『重度の身体障害の方の入浴できる機会(方法)が少ない。』

※平成27年度相談支援部会(旧相談支援連絡調整会議)にて提起のあった個別の事例から確認した地域課題

【事例の概要】 ※平成27年度当時

- ・19歳男性、重度心身障害(障害支援区分6)、人工呼吸器装着、家族と在宅生活。
- ・入浴は居宅介護(2人派遣)を利用し家族の協力のうえ1回/W、短期入所(日帰り)を2回/Wで利用し利用時に入浴。
- ・短期入所では他利用者の利用状況による事業所の定員の関係や感染症流行期等、必ずしも利用できるわけではなく定期利用に至らない場合がある。また、居宅介護での入浴についても人工呼吸器をしていること、自宅浴室の環境からヘルパー2人派遣にも実施しても、家族の協力がなければ入浴できない状況。

→短期入所が利用できない場合、居宅介護のみの入浴機会(1回/Wのみ)となってしまう。さらには、家族に何かがあった場合、居宅介護での入浴も困難となり、当時の生活状況において全く入浴ができない状況が生じてしまう可能性があった。

【地域課題の生じた背景及び取組の方向性】

地域状況から地域課題が生じた背景として、「移動入浴の対象とならない」、「医療行為があると受け入れできる施設が少ない」、「ヘルパーと訪問看護の同時利用ができない」等の課題要因から、地域課題が生じていることを確認した。

→上記の地域課題が生じた要因のうち、「移動入浴の対象とならない」という要因にスポットをあて、現行の移動入浴制度の要件見直しを目的に課題解決に向けた取組を実施することとした。

2 地域課題の解決に向けて実施した取組内容

※複数年度に渡り取組を実施した場合は、年度ごとの取組内容を記載する。

【平成27年度】

『移動入浴制度を利用しやすいものにする』という目標設定を行い、以下の取組を実施

- ①移動入浴制度の現状)についての共有のうえ、利用ニーズに合わせた利用要件の見直し内容の検討。
- ②利用要件を変更した場合の利用ニーズ(どの程度の人利用が見込まれるか等)についてのアンケートを実施。
- ③長岡市が移動入浴制度の要件見直しを実施。

☆見直し内容

「人工呼吸器をつけているため、自宅での入浴が困難な人」という新要件の追加

※事例となった対象者の要件を追加

【平成29年度】

『平成27年度に実施した移動入浴の要件見直しにかかるモニタリング』を実施

- 要件見直し後の利用者数の変化についての確認、移動入浴利用に関するアンケート(移動入浴に関する相談、要件見直しの周知が図れているかの確認を目的)を相談支援事業所へ実施。

☆取組結果

平成27年度の要件見直しのモニタリング結果から、「他サービスと移動入浴の併給」及び「利用回数」については、対象者の生活状況等から、ニーズに合わせた利用が可能となるよう移動入浴制度の運用上の取り扱いについて変更を行うこととなった。

また、移動入浴制度を必要な対象者へつなげることができるよう改めて相談支援事業所に対して移動入浴制度の取り扱いに対して関係会議等で周知を行った。

→移動入浴の利用要件については原則現行通りとするが、相談支援専門員が対象者の生活状況等についてアセスメントを実施し、他サービスとの併給や必要な利用頻度等をサービス等利用計画案(計画相談の対象でない者はこれに変わるもの)に記載し、長岡市がこの内容をもとに利用の妥当性を認めた場合については利用可能とする。

3 実施したモニタリングの内容(課題解決に向けて実施した取組による成果の確認方法)

平成29年度に実施した移動入浴制度の運用方法見直し後の、「利用者数や利用状況の変化」及び「利用者の声」、「サービス提供事業所の声」、「相談支援事業所の声」についてモニタリングを実施。

- ①運用方法見直し後の利用者数等の変化の確認については、担当している福祉課障害支援係より利用者数の推移等について確認
- ②「利用者の声」、「相談支援事業所の声」についてはモニタリングを目的としたアンケートを実施。
- ③「サービス提供事業所の声」については、ワーキングメンバーであるサービス提供事業所よりワーキングにて確認

4 モニタリングにより確認できた成果

※新たな課題・必要な取組が確認された場合についてはその旨を記載する。成果が確認できなかった場合は、モニタリング結果を記載する。

☆平成27年度、平成29年度の取組の成果

(1)利用者の変化について

- ・平成30年度7月時点の移動入浴決定者は12名(者6名 児6名)
- ・平成29年度の見直し後、新規で6名の決定あり。このうち3名は運用見直しにより該当となった利用者。
- ・利用者12名のうち通年で週2回以上の利用を決定している利用者は5名。

(2)「利用者の声」、「サービス提供事業所の声」、「相談支援事業所の声」から確認できた成果

- ・制度改正、運用方法の見直しにより、入浴に関する選択肢の幅が広がった(移動入浴も他サービスも選択して入浴機会を決定することができる)。
- ・これまで制度を利用できなかった対象者も移動入浴が利用可能となった。
- ・サービス提供事業所としても、提供可能な対象者が増えることにより安定した事業収入を得ることができる。

(3)事例となった方の生活について

現在は在宅生活から施設入所となっているが、仮に在宅生活を継続した場合、現行の移動入浴制度であれば利用可能な制度となっている(他サービス利用も含めて入浴方法を選択できるようになっている)。

事例対象者の保護者へ移動入浴制度の改正・見直しについて報告したところ、「自宅で待っていれば来てくれるし、自宅浴室の改修を行わなくても自宅入浴ができたためありがたい。」との話があった。

5 その他の報告・伝達事項等

平成30年度のモニタリング結果から上記の成果を確認できた。
ワーキングの目的は達成したため、今年度をもってワーキングは終了とする。